

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 6 号
件 名	学費と教育条件の公私間格差是正に向け，私立高等学校への私学助成の増額，拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>私立高校は建学の精神に立脚し，独自の伝統と特色ある教育を展開しながら県内高校教育の重要な一翼を担ってきました。</p> <p>平成22年に公立高校の無償化とあわせて実施された私立高校生への就学支援金制度により，さらには本県独自の学費軽減制度により，私立高校生家庭の学費負担は一定に軽減されました。これらの制度により，学費の長期滞納者や経済的理由による退学者は減少しており，その政策効果があらわれています。</p> <p>しかし，公立が無償となった一方で，新潟県では国，県の助成後も私立高校生には初年度納入金で約40万円の学費負担が残され，年収約250万円未満の家計が厳しい世帯においても約17万円から24万円の学費負担が残されており，公私間の学費格差は大きなものとなっています。</p> <p>また，私立高校における専任教員数は公立の配置基準に当てはめると公立より2割少なく，教員の過密な勤務状態を引き起こしています。</p> <p>県内高校生の約2割が私立高校に通う状況の中で，私立高校は学費と教育条件において公立との格差が生じています。こうした状況を是正するためには，国及び県が責任を持って私学助成の増額，拡充を図る必要があります。</p> <p>以上の立場から，地方自治法第99条の規定により，「学費と教育条件の公私間格差是正に向け，私立高等学校への私学助成の増額，拡充を求める意見書」を採択の上，関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 25 年 9 月 12 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 25 年 9 月 5 日 第 2 5 3 号